

16監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年5月13日

福岡市監査委員	津	田	隆	士
同	上	野	忠	之
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[ 監査結果に対する措置通知文 ]

総人第1561号  
平成16年1月22日

福岡市監査委員	津	田	隆	士	様
同	上	野	忠	之	様
同	高	橋	宏	和	様
同	上	野		寛	様

福岡市長 山崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

平成15年6月26日報告分(福岡市公報平成15年6月26日第5082号(別冊)公表分)

..... 15件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

1 財団法人福岡都市科学研究所

指摘事項

ア 支出事務について注意を求めるもの

支出事務については、財団法人福岡都市科学研究所経理規程に基づき行わなければならない。同規程によれば、支出事務のうち立替払いについては規定されておらず、現金での支出を行うために小口現金制度が設けられている。しかしながら、日常的に立替払いが行われていた。

今後、小口現金制度の活用を図るとともに支出事務については十分注意されたい。

【講じた措置】

支出事務については、財団法人都市科学研究所に対し、団体の経理規程に基づく適正な執行を行うよう口頭にて要請した。

なお、当該団体では経理規程を改正し、立替払いの規程を設けるとともに、緊急かつやむを得ない場合に限り、これを行うこととした。

2 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

指摘事項

ア 委託契約事務の効率化について検討を要望するもの

委託契約事務については、効率的方法により行われることが望まれる。しかしながら、事業団の各施設の委託業務契約は各施設毎に行われており、共通する委託内容については契約の一本化等を図ることで契約事務の軽減が図られると思料される。

契約方法等の在り方の検討を行い、委託契約事務の効率化を図られたい。

(事務局)

【講じた措置】

福岡市社会福祉事業団における委託契約事務の取扱いについては、福岡市社会福祉事業団に対し事務の効率化について検討するよう文書により要請した。

なお、福岡市社会福祉事業団においては、15年度受付業務委託について、事務局で一本化して契約することとした。今後も契約方法等の在り方を検討し、契約事務の効率化を図っていくこととした。

指摘事項

イ 事業団研究基金の取り崩しについて注意を求めるもの

福岡市社会福祉事業団研究基金設置規程によれば、事業団研究基金の造成及び管理運営に関することは運営委員会の所管事項とされている。しかしながら、基金の取り崩しについて、運営委員会に諮らず規程の運用で行われていた。

今後、基金の取り崩しについては、設置規定を遵守して行われたい。

(事務局)

【講じた措置】

福岡市社会福祉事業団における事業団研究基金の管理運営について、事業団研究基金設置規程に基づいた適正な運営実施を検討するよう文書により要請した。

なお、福岡市社会福祉事業団においては、15年度に、事業団研究基金設置規程に基づき、資金運用(債券購入)、14年度事業報告及び決算、15年度事業計画及び予算について運営委員会に諮った。

3 財団法人福岡市健康づくり財団

指摘事項

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

平成14年度「福岡市健康づくりセンターウェルネスストリート一部改修等業務

委託」に係る業者の選定に当たっては提案競技を実施のうえ契約の相手方を決定している。提案競技により契約相手を決定する場合は提案内容等の評価を公正・公平に行うことが重要であり、このためには、各評価項目につき得点等を用いることにより適切な審査を行うべきである。しかしながら、契約の相手方の決定を財団職員の協議で決定しており適切な審査が行われたのか疑義が生じた。

今後、提案競技を実施して業者を選考する場合は十分注意されたい。

【講じた措置】

健康づくり財団における提案競技による契約の相手方の決定にあたっては、適切な審査を行うよう健康づくり財団に対し口頭により要請した。

#### 4 財団法人九州システム情報技術研究所

指摘事項

ア 会計帳簿の適正な作成及び備え付けを求めるもの

財団の会計帳簿については、会計処理規程に基づき主要簿と補助簿を作成し備え付けなければならない。しかしながら、主要簿である取引の記録を包括する総勘定元帳の平成14年度分については、会計処理の委託先で保管しているため財団の事務所に備え付けられていない状態であった。また、補助簿のうち現金出納簿及び預金出納簿が作成されていなかった。

会計帳簿については、会計処理規程に基づき適正に作成するとともに事務所に備え付けられたい。

【講じた措置】

会計帳簿については、財団法人九州システム情報技術研究所に対し、当該財団の会計処理規程に則り、総勘定元帳の事務所への備え付け並びに現金出納簿及び預金出納簿の作成を行うよう口頭にて要請した。

この要請を受け、当該財団は、総勘定元帳の事務所への備え付け並びに現金出納簿及び預金出納簿の作成を行っている。

指摘事項

イ 支出事務について注意を求めるもの

支出事務については、当財団の会計処理規程に基づき行わなければならない。立替払を行う場合も同様である。しかしながら、日常的に立替払により物品等を購入していた事例が多数見受けられた。

今後、小口現金制度の活用を図る等、立替払の支出事務については十分注意されたい。

【講じた措置】

支出事務については、財団法人九州システム情報技術研究所に対し、立替払については、当該財団の会計処理規程に則り適正に行うよう口頭にて要請した。

この要請を受け、当該財団は、職員に対し、立替払について会計処理規程に則った処理を行うよう口頭により指導徹底している。

指摘事項

ウ 消耗品の購入事務について注意を求めるもの

契約事務については、当財団の会計処理規程に基づき行い、契約に当たっては、原則として、契約書を作成しなければならないが、契約金額が100万円未満の契約にあつては、見積書をもって契約書にかえることができることとされている。しかしながら、消耗品の購入については契約書に代わる見積書がなく請求書のみで支払いがされていた。

今後、消耗品の購入については、注意されたい。

【講じた措置】

契約事務については、財団法人九州システム情報技術研究所に対し、当該財団の会計処理規程に則り、100万円未満の消耗品の購入の際にも見積書を徴するよう口頭にて要請した。

この要請を受け、当該財団は、100万円未満の契約についても見積書の徴取を行うよう研究職員の指導を行った。

## 5 福岡市住宅供給公社

### 指摘事項

#### (4) 民間等からの役員就任について検討を要望するもの

福岡市住宅供給公社の役員については、全員が福岡市の関係者のみで構成されており民間等からの役員就任は行われていない。しかしながら、現在の厳しい経済状況下、公社の健全経営を図るためにも広く民間の意見を採り入れる必要があると思われる。

民間等からの役員就任について、検討を要望する。

### 【講じた措置】

民間等からの役員就任については、福岡市住宅供給公社に対し、検討を行うよう要請した。

この要請を受け、当該公社は平成15年4月1日付けで「福岡市住宅供給公社の役員の報酬等に関する規程」を改正し、制度面での体制を整えた上で、平成15年4月から経済団体等に就任の依頼を行ったところであるが、経営責任等の問題もあり、辞退されている。今後も役員就任にむけ、引き続き要請していく。

### (工事監査)

### 指摘事項

#### ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

##### (ア) 平成13年度「市営ニュー堅粕住宅2棟給水管改修工事」

(契約金額2,898万円)

本工事の共通仮設費及び現場管理費について、直接工事費から産業廃棄物処理費を除外せずに算出しているが、産業廃棄物処理費を共通仮設費率及び現場管理費率の対象にすることは不合理である。

なお、他の設備工事についても同様であった。

設計積算基準の見直しについて検討されたい。

(保全課)

### 【講じた措置】

共通仮設費及び現場管理費については、福岡市住宅供給公社に対し、見直しを行うよう要請した。

この要請を受け、当該公社で産業廃棄物処理費にかかる共通仮設費及び現場管理費について見直したところ、基準の運用に誤りがあったため、今後誤りがないよう保全課内で研修会を開き周知徹底を図った。

### 指摘事項

#### イ 施工管理について注意を求めるもの

##### (イ) 平成13年度「市営福浜住宅11棟排水管改修工事」

(契約金額3,616万6,200円)

「労働安全衛生規則」では、労働者の危険を防止するためヘルメットを着用させなければならないが、本工事住宅敷地内作業において作業者がヘルメットを着用していなかった。

特に、住宅敷地内の作業については、労働安全の目的のみならず、住民に対する身分を示すものでもあり、今後は請負者への指導の徹底を図られたい。

( 保全課 )

【講じた措置】

ヘルメットの着用について福岡市住宅供給公社に対し見直しを行うよう要請した。

この要請を受け、当該公社は、ヘルメットの着用のみならず、危険を防止するための安全管理を請負者に対し毎年の研修会及び契約時に指導を徹底した。

指摘事項

ウ 契約事務について注意を求めるもの

(ア) 平成12年度「市営福浜住宅電波障害対策施設改修工事」

( 契約金額1,699万9,500円 )

本工事の一件書類の起工伺兼随契伺、契約伺等の書類に記入すべき決裁日等の日付が記入されていなかった。

なお、他の保全課発注工事についても同様であった。

今後は、漏れなく記入されるよう注意されたい。

( 保全課、総務課関連 )

【講じた措置】

決裁日等の日付の記入については福岡市住宅供給公社に対し記入漏れのないように要請した。

この要請を受け、当該公社は、保全課発注システムを改善し、決裁日等の日付を電算で入力可能にした。また、保全課内で研修会を通じ、決裁日の入力について職員に対し周知徹底した。

指摘事項

(イ) 平成13年度「樋井川6丁目公営住宅用地造成工事」

( 契約金額3,402万1,050円 )

住宅用地造成工事において、かし担保期間を1年としていたが土木工作物等の建設工事については、2年とすべきであった。

今後は、内容に応じたかし担保期間の設定を図られたい。

( 建設課 建築局施設建設課関連 )

【講じた措置】

かし担保期間の設定については福岡市住宅供給公社に対し見直しを行うよう要請した。

この要請を受け、当該公社は、契約時に福岡市住宅供給公社会計規程に基づくかし担保期間を確認するように職員に対して口頭で指導した。

6 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

指摘事項

ア 委託契約について経費軽減等の検討を求めるもの

事務事業等の委託は効率的かつ経済的な方法により行われることが望まれる。しかしながら、福岡市立博多体育館及び中央体育館の機械設備等管理業務委託において、機械設備等が隣接する市民センターに配備・集中制御されているため、機器の操作及び管理運営上から市民センターと同一業者が望ましいとして特命による随意契約を行っているにもかかわらず、特命随意契約を行うことによる経費の軽減等についての検討がなされていなかった。

設計積算の見直し等、委託契約の経費軽減等について関係局と協議されたい。

( 博多体育館、中央体育館 )

【講じた措置】

スポーツ振興事業団における当該委託契約については、経費の軽減等についての検討を行うよう口頭により要請した。なお、スポーツ振興事業団においては、

関係局と協議の結果、16年度の当該委託契約から設計額の積算方法を見直し、経費の軽減を図ることとした。

**指摘事項**

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」によると、男女の均等な機会及び待遇の確保がなされなければならない。しかしながら、福岡市立早良市民プール管理運営業務の一部委託業務のうち受付等の業務の資格を女性に限定していた。

委託契約事務については、法律に則り適正な事務処理をされたい。

(早良市民プール)

**【講じた措置】**

スポーツ振興事業団に対し、委託契約事務について、法律に則り適正な事務処理を行うよう口頭により指示した。なお、スポーツ振興事業団においては、プール受付等の業務の資格については、「満18才以上の健康な女性」としていたものを「当該業務を遂行できる能力を有する者で、プール施設の従業員としてふさわしい者」に改めた。

(財政援助団体監査)

1 福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会

**指摘事項**

ア 補助金の適正な執行のための経理体制の整備と交付先団体への指導を求めるもの

福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会(以下「連合会」という。)が、平成12年度及び同13年度に各地区に組織された留守家庭子ども会運営委員会(以下「運営委員会」という。)へ交付した補助金に係る事務において、次のような事例が認められた。

連合会の経費については、市からの補助金であることを十分に考慮し、今後、補助金の適正な執行がなされるよう、連合会の経理体制を整備するとともに、運営委員会へ交付する補助金の使途基準等の整備を図り、同委員会を指導されたい。

(ア) 連合会の経理事務において、市からの補助金の受け入れ、運営委員会への補助金の交付等にあたって、実施伺等の意思決定に係る決裁行為等が何も行われていなかった。また、記帳された出納簿の確認行為も行われていなかった。

(イ) 運営委員会から提出されていた事業実績報告書の額と実際の執行額が異なっているものがあり、確認調査等が十分に行われていなかった。また、運営委員会へ交付する補助金のうち、運営委員会経費について、経費の使途に関する取扱いの基準等がなかった。

**【講じた措置】**

(ア) 留守家庭子ども会運営委員会連合会における事務処理については、決裁や出納簿の確認の押印など、適正な事務処理を行うよう口頭により指導し、留守家庭子ども会運営委員会連合会において是正された。

(イ) 各運営委員会から提出された事業実績報告書については、執行額との相違があるものについて、その原因を確認した結果、単純な記載誤りであることが判明したため、正確な事務処理を行うよう口頭により指導するとともに、事業実績報告書を正しく修正したものを再提出させた。

また、経費の使途については、各留守家庭子ども会運営委員会に対して「使途についての基準」を文書で示すとともに、運営委員長会議の場で適正な処理を行うよう指導を行った。